第七号様式から第十号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二号様式から第四号様式までの改正規定及び第七号様式から第十号様式までの改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項の税理士試験受験資格認定申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則（次項において「旧規則」という。）第二条の三第一項の税理士試験受験資格認定申請書については、なお従前の例による。

3　新規則第三条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の税理士試験免除申請書又は同条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について適用し、施行日前に提出した旧規則第三条第一項の税理士試験免除申請書又は同条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、なお従前の例による。

4　施行日から平成三十一年六月三十日までの間における新規則第一号様式、第五号様式及び第六号様式の適用については、これらの様式中「日本産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とする。

5　第一号様式の改正規定、第五号様式の改正規定及び第六号様式の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第十六号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項及び第四条の三第一項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項第一号、第十条第七項及び第十二条の二第六項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「の長」を「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長」に改める。

第十条第一項第一号及び第十一条の四第一号中「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に改める。

別表第二の表及び別表第四の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「新法」を「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に、「経過日」を「経過日」に、「新規則」を「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の一項を加える。

3　番号利用法整備法第二十五条第八項に規定する金融機関等の営業所等の長が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の同項に規定する個人番号を確認した場合における前項の規定の適用については、同項中「番号利用法整備法第二十五条第二項の規定による告知をする日（その者が同項」とあるのは「当該金融機関の営業所等の長が番号利用法整備法第二十五条第八項の規定により当該開設者の同項に規定する個人番号を確認した日（同日が同条第二項」と、「までに当該告知をしないときは」とあるのは「後である場合には」とする。

附則第六条第二項中「新法」を「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に、「三年経過日」を「経過日」に、「新規則」を「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則」に改め、同条に次の一項を加える。

3　番号利用法整備法第二十五条第八項に規定する金融機関等の営業所等の長が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の同項に規定する個人番号を確認した場合における前項の規定の適用については、同項中「番号利用法整備法第二十五条第二項の規定による告知をする日（その者が同項」とあるのは「当該金融機関の営業所等の長が番号利用法整備法第二十五条第八項の規定により当該開設者の同項に規定する個人番号を確認した日（同日が同条第二項」と、「までに当該告知をしないときは」とあるのは「後である場合には」とする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則別表第二の表及び別表第四の表の改正規定　平成三十一年七月一日

二　第二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第六十号）附則第三条に一項を加える改正規定及び同令附則第六条に一項を加える改正規定　平成三十二年四月一日

○財務省令第十七号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第六条の二第一項及び第六項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「又は維持及び」を「若しくは維持又は」に改める。

第二条第二項第二号ハ中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同号ニ中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第三号ハ中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同号ニ中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第四号ハ中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同号ニ中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同条第三項第二号ハ」を「同項第二号ニ」に、「同項第三号ハ」を「同項第三号ニ」に、「同項第四号ハ」を「同項第四号ニ」に、「、同項第五号ハ」を「又は同項第五号ニ」に改め、「事項」の下に「（同項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ又は第五号ハに規定する場合には、これらの規定に掲げる事項を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○財務省令第十八号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号、第十二号及び第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎